

書式第 7 7

【書類名】 登録申請書の閲覧請求書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【閲覧を請求する申請書】

【特許番号】

【受付日】

【受付番号】 No.

【登録年月】

【申請書類名】 登録申請書

【請求人】

(【識別番号】)

【住所(居所)】

【氏名(名称)】

【電話番号】

(【利害関係を有する事由】)

【手数料の額】

(【提出物件の目録】)

(円)

[備考]

- 1 「閲覧を請求する申請書」の欄の【特許番号】には、当該申請書に係る特許番号を「特許第〇〇〇〇〇〇〇号」のように、実用新案登録にあつては【特許番号】を「実用新案登録番号」とし「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記載する。【受付日】には、当該申請書に係る受付日を「令和〇〇年〇〇月〇〇日」のように、【受付番号】には、当該申請書に係る受付番号を「No. 〇〇〇〇」のように、【申請書類名】には、当該申請書に係る書類名を「専用実施権設定登録申請書」「専用実施権移転登録申請書」のように記載する。
- 2 【利害関係を有する事由】欄には、閲覧を求める事項が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、利害関係を有する事由を「特許権者」「専用実施権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者〇〇の破産管財人」のように記載する。
- 3 【手数料の額】には、当該請求に係る手数料の額を「〇〇〇〇円」のように記載する。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、【請求人】の欄に「(【識別番号】)」の欄を設けて識別番号を記載し、「【手数料の額】」を「【指定立替納付】」

とし、「【指定立替納付】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報によるときは、「【手数料の額】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。

- 4 閲覧を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係人であるときは、「【提出物件の目録】」欄に「【利害関係人であることを証明する書面】」と記載し、当該書面を添付する。
- 5 その他は、特許法施行規則様式第2の備考1から4まで、10から13まで及び24から26と同様とする。ただし、様式第2の備考26にかかわらず、平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第10条第2項は適用されない。

(改訂令和6・1)